一般質問発言通告書

令和　8年　11月　17日
午前　8時　30分　受　付
（通告書　　３枚）No. １

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和　８年　11月　17日

つくば市議会議長　黒田健佑　様

つくば市議会議員　あさのえくこ

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
１　「つくば市立幼稚園のあり方に関する提言」に基づく今後の方針について	つくば市立幼稚園に関しては、８月につくば市立幼稚園のあり方検討委員会からの提言が提出され、９月１日に再編計画の発表がありました。それに基づき、各園での現役保護者のみを対象とした説明会及び３回の市民説明会が開かれました。 この間に教育委員会への請願が提出され、９月18日、全員協議会の場で再編計画は一旦止める旨の発表がありました。 全員協議会では、複数の議員より市民との意見交換が不十分であることが指摘されました。一方で、今後の提言の具現化については、教育局内で協議する旨の答弁がありました。 現在の状況について、以下伺います (1) ９月24日に教育委員会に提出され、採択された請願の各事項についての現在の進捗状況 ア　「市立幼稚園のあり方について、保護者や地域住民との十分な議論が尽くされていないため、拙速に計画決定をしないこと」について、今後の保護者、地域住民を含めた議論の予定	市長 教育長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	イ　「市立幼稚園の集約に際しては、各地区における将来の人口動態、とりわけ就学前児童数の見通しなど、計画の根拠となる具体的なデータを検証・提示した上、保護者や地域住民の意見も反映した計画案を策定すること」について (ｱ) 現在どの期間のどのようなデータを検証しているか (ｲ) 分析結果の公開予定、手段 (ｳ) 分析結果を幼稚園のあり方の提言に基づく計画策定にいかす手順と策定時期 (2) つくば市における就学前のこどもの幼児教育・保育についての総合的な方針を定めた上で市立幼稚園の再編計画を作る必要があると考えるが、部局連携についての考え	
2　障害者の日常生活用具給付事業について	障害者の日常生活用具給付事業に関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき制度が整えられてきました。 用具には、それぞれ支給要件があります。 一方、要件の運用については自治体により差があるところです。 社会状況の変化や技術革新に合わせて、当事者の立場に立ち、市として適切に日常生活及び社会生活を総合的に支援していただきたいと考え、以下伺います。 (1) 人工呼吸器等の装着者に認められている発電機について、現在認められている発動発電機は室内で使用できないため、ポータブル電源を認めてほしいという声が届いているが、これに対する考え	市長 担当部長

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質　問　事　項	要　　旨	答弁者
	(2) 情報機器（一般的に普及しているＰＣ、タブレット、スマートフォン）を日常生活用具給付事業の給付対象用具に追加することについて、現時点での判断状況 (3) 以下の事項ごとのつくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の見直し方法について ア　利用者からの要望 イ　国の通知に基づく変更 ウ　他の自治体の動向調査	

※　一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。